

平成22年度予算の早期編成を求める意見書

政府は新政権発足に伴い、従来の予算編成・税制改正作業を大胆に見直し、予算編成の組み換えを明言している。

特に、行政刷新会議による事業仕分けでは、これまで国が行っていた事業をいくつも地方に移管する方針を示し、地方交付税についても「抜本的見直し」との方針を示した。

地方自治体では新政権の予算編成を受け、年明けより速やかに平成22年度予算編成作業に着手し、国民生活・地域経済に影響を与えないよう適切な執行をしなければならない。しかし、現状では、政府の平成22年度予算編成に対する基本的な考えが明確ではなく、地方自治体では来年度予算編成に向けて不安や戸惑いが広がっている。

よって、政府におかれては、地方自治体が速やかに予算編成作業に着手できるよう、平成22年度予算を早期に編成することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月21日

内閣総理大臣
副総理・国家戦略担当大臣
財務大臣
総務大臣
内閣官房長官
行政刷新担当大臣様

豊田市議会